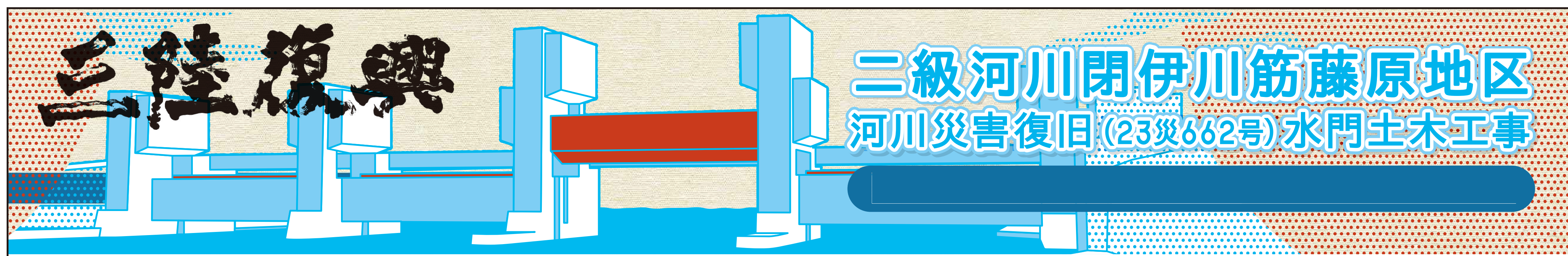


SIZE : W594xH841mm (A1)



労働時間管理における 36協定違反(労働基準法)と安全配慮義務違反(安全衛生法)

全ての非使用者 安全衛生法(安全配慮義務)

精神障害の労災認定基準

- ・発病直前の1か月におおむね**160時間以上**の時間外労働
- ・発病直前の3週間におおむね**120時間以上**の時間外労働
- ・発病直前の2か月間連続して1月当たりおおむね**120時間以上**の時間外労働
- ・発病直前の3か月間連続して1月当たりおおむね**100時間以上**の時間外労働
- ・転勤して新たな業務に従事し、その後月**100時間程度**の時間外労働
+ 過重労働者に対するメンタルヘルスキアの状況

非管理者 労働基準法 (36協定)

労働者を法定労働時間(1日8時間1週40時間)を超えて(延長して)労働させる場合や、休日に(1週1回または4週を通じて4回を下回って)労働させる場合には、あらかじめ労働組合(労働組合がない場合には労働者の代表)と使用者で書面による協定を締結しておくなければならない。

「6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金」

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災認定基準

- ・発症前1か月間におおむね**100時間**の時間外労働
- ・発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね**80時間**を超える時間外労働
+ 過重労働者に対する健康管理の状況

安衛法違反(行政刑法)、業務上過失致傷罪(刑事刑法)、民事賠償責任



「不安全な行動」

月80時間を超える時間外労働を
させる・すること

「不安全な状態」

心身共に正常ではないこと

- あなたは心身ともに健康と言い切れますか？
- それでも過重労働を続けますか？
- 正確な労働時間の申告・承認はあなた自身を守る術です。